

令和元年度 第2回東郷町地域包括支援センター運営協議会会議議事録

日 時	令和2年2月19日（水）午後2時30分から午後4時まで
場 所	役場1階 第1会議室
出席者	委員（敬称略、順不同） 石川 洋子 被保険者代表 柘植 由紀子 介護サービス利用者代表 松山 陽二 介護サービス事業者代表 西川 恵子 保健関係者 野々山 郁 医療関係者 小島 通範 福祉関係者 制野 司 学識経験者
欠席者	木下 雅盟 医療関係者
傍聴者	1名
事務局	福祉部長、高齢者支援課3名、 東郷町北部地域包括支援センター2名 東郷町南部地域包括支援センター東郷苑1名
議 題	1 あいさつ 2 報告事項 （1）平成30年度地域包括支援センター事業評価について （2）東郷町地域包括支援センターにおける公正・中立性評価基準について 3 議題 （1）令和2年度東郷町地域包括支援センター運営方針（案）について （2）令和2年度東郷町北部地域包括支援センター事業計画（案）について （3）令和2年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業計画（案）について
配布資料	次第 資料1-1 平成30年度地域包括支援センター事業評価について 資料1-2 平成30年度地域包括支援センター事業評価調査結果（レーダーチャート） 資料2 東郷町地域包括支援センターにおける公正・中立性評価基準 資料3 令和2年度東郷町地域包括支援センター運営方針（案） 資料4 令和2年度東郷町北部地域包括支援センター事業計画（案） 資料5 令和2年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業計画（案）

1 あいさつ（会長）

2 報告事項

(1) 平成30年度地域包括支援センター事業評価について

事務局	資料説明。資料1-1、1-2
会長	事務局から事務局分について説明を頂いた。ご意見・ご質問はあるか。
委員	(1)組織運営体制の7～9について。3項目とも今年度は改善できているのか。
事務局	3職種の配置について、準ずるものは該当しないので未達成ではある。
委員	地域包括支援センター（以下「包括」という。）の機能としては問題ないのか。
事務局	国の基準では、保健師に準ずる者として地域ケアに精通している看護師の配置も認められており、町の包括では準ずる者を配置している。
会長	事業評価として、業務が円滑に回っているのに準ずる者の配置では評価されないということになるのか。準ずる者でも、しっかりとやれていることもあるはずだが、それでもこの評価では点数化されないという見方で良いのか。今後改善されるのか、仕方のないことなのか。
事務局	国が示す指標である。
会長	指標を変えるのは国の問題であって、国が変わらない限りどれだけ頑張っても評価されないということですね。
委員	1職種あたり1,500人以下かどうかについて、包括が2か所になったことで達成できたと思ったが違うのか。
事務局	北部包括は1職種あたり1,500人を切ったが、南部包括が2,100人であるので、今回は未達成という評価になった。
会長	昨年度は○であるが今年度は×であるところについて事前に確認したところ、解釈の問題もあった。成熟していく中で、1度○だったものが×になるということがあるということは理解していただきたい。
事務局	資料説明。資料1-1、1-2
会長	事務局から包括分について説明を頂いた。ご意見・ご質問はあるか。
委員	全体を見ると、市町村からの指示や情報共有が×になっているところが多いと思う。このあたりの具体的な改善はあるのか。
事務局	包括と共有するべきものは今年度中か来年度中に示す。毎月包括の定例会を実施しているので、そういう場で協議をしながら進めていきたいと思う。
委員	包括指標は、包括が評価するのか、高齢者支援課が評価するのか。
事務局	それぞれ評価項目が違う。ただし、町から示すことができていない項目は、包括も評価することができない。中には町からではなく各包括の運営母体から示されているものがあり、そういうもので評価に入れられない項目もある。

委員	示されていない部分はこれからですね。
事務局	はい。
会長	個別業務21、22の相談事例の終結条件について。2年続けて×になっている。そもそも終結条件はどのようなものなのか。共有することが評価になっているが、共有していない状況ということがしっくりこない。包括だけのものとして、常に共有されていない状態なのか。
事務局	例えば包括の対象者にケアマネがついたということであれば、感覚としては終結だと思うが、データや紙面で整備されている場合のみ○という指標であり、紙面化されていないので今回は×になった。
会長	いくつかは共有されているが、全ては共有されていないということか。
事務局	ある程度は共有できているが、形として示せていないので×である。
会長	行えてはいるが○に至らないという考え方ですね。市町村と共有されているかということが多く項目にあるので、そこが○になることが大切だと思う。

(2) 東郷町地域包括支援センターにおける公正・中立性評価基準について

事務局	資料説明。資料2
会長	事務局から説明を頂いた。50%の占有率の廃止の経緯を教えてください。
事務局	町内は事業所が少ないので、割合に偏りが出やすい。そのため、割合でみることは難しいため廃止をした。
会長	ありがとうございました。報告事項については以上とする。

3 議題

(1) 令和2年度東郷町地域包括支援センター運営方針（案）について

事務局	資料説明。資料3
会長	事務局から説明を頂いた。ご意見・ご質問はあるか。
委員	実態把握を行うための様々な手段について、具体的に考えていることがあれば教えてください。
事務局	相談は待っていて来るものでもないのですが、例えば住民が集まるような通いの場などへの訪問などの手段を考えている。
委員	包括に依頼すると色々な出張教室や講習を教えてもらえるが、そういうものを拡大するのか。
事務局	既存のサロンや場所に出向いたり、民生委員の訪問に同行したりということであり、拡充するわけではない。
委員	民生委員と連携する部分もあると思う。
委員	ネットワークの構築について。警察や消防にも多くの情報があるので、そちらとの連携も入れたらどうか。もし町でひとり歩きしている人を見つけたら、連絡するのは警察である。

事務局	関係機関のところに、具体的に明記するということか。
委員	具体的に明記した方がよい。そちらも大事なネットワークだと思う。
事務局	明記する。
委員	権利擁護について。成年後見制度の活用とあるが、市民後見人になるのはとても難しいと聞いた。町は人員の確保ができているのか、どれくらい町で活動しているのか。親族が後見人になることもあるのか。
事務局	親族が後見人になることもある。町の市民後見人は1人しかいない。現在、尾張東部権利擁護支援センターが養成講座を行っているところ。毎年養成講座を開催しているので、市民後見人の数が増えていくと良いと思っている。尾張東部権利擁護支援センターの管内では市民後見人が17人いる。
委員	17人は市町を超えて活動ができるのか。
事務局	できる。尾張東部権利擁護支援センターでは10人以上の職員がいるが、法人受任の後見人業務が約50件ある。職員だけでは体制がもたないなので、3年前から市民後見人を養成している。17人のうち10人くらいが裁判所から選任を受けて活動している。
会長	包括の運営方針としては、あくまでも制度の活用の促進や普及でよいか。
事務局	はい。

(2) 令和2年度東郷町北部地域包括支援センター事業計画（案）について、

(3) 令和2年度東郷町南部地域包括支援センター東郷苑事業計画（案）について

事務局	資料説明。資料4、5
北部包括	資料説明。資料4
南部包括	資料説明。資料5
会長	事務局、北部包括、南部包括から説明を頂いた。これだけの計画をこなしていくのは大変だと思う。やる気がみなぎっている。ご意見・ご質問はあるか。
委員	実態把握について。北部包括の計画には民生委員や関係機関等と協力して個別訪問を実施すると記載されているが、南部包括の計画には個別訪問の表記がない。もし民生委員と協力するのであれば、足並みを揃えて全体的にやりたいと思うので連携をお願いする。
南部包括	個別訪問という表記はしていないが、「お元気訪問」という形で個別訪問や実態把握をしているので、今後ともよろしく願います。
委員	両包括とも介護支援専門員の研修が計画されているが、個別にやるのか。それとも、両包括が共同で行うのか。
北部包括	北部包括が主管で行う。
委員	地域ケア会議は別々で行うのか。
南部包括	地域ケア会議には、個別の事例から広い地域で行うものまである。個別の事例に関しては各包括で行うことが多い。ただし、認知症地域支援推進員など色々

	<p>な人が関わっている場合、北部包括の地域ケア会議に南部包括が参加することも今年度はあった。しかし、基本的には主催は各包括である。</p>
会長	<p>他市町の包括の職員が、認知症カフェが形骸化されており目的が迷走していると言っていた。同じ人しか来なくて、同じ人が同じ話をして終わるということ。去年東郷苑の認知症カフェに行ったが、町はそういう事はなく、大変活気があって良かった。これまでの成果とは別に、今の状況を形骸化しないような新たな展開を考えているか、何かイメージはあるのか。</p>
包括	<p>認知症カフェは3年目に入った。毎回新しい人が1、2人ずつ来ている一方で、1、2人が減っている現状もあり、同じ人で固定化していることはないと思う。新しい人を連れてくるに当たり、お元気訪問やケアマネの紹介だけではなく、民生委員に紹介してもらうことも多い。チラシを見て来たという人は少ないが、東郷苑の前の旗を見て喫茶店があるみたいだから来たという人もいた。内容は、座談会の時が多く、認知症以外の話をしている人が9割くらい。1割くらいは本当に悩んでいたり、認知症の当事者で行き場所がなくてここなら話を聞いてもらったり気兼ねなく行けるために生活の中に組み込んでいる人もいる。そういう人を支えながら、認知症予防の人から当事者まで幅広く受入れが出来るような認知症カフェが出来れば良いと考えている。</p>
会長	<p>しっかり目的をもってやっていただきたい。</p>
委員	<p>最近ニュースを見ていると、相変わらず詐欺が多い。息子が怪我をしたとか公文書のようなものを送ってくるとか具体的な話になっていて、自分も騙されそう。特に一人で住んでいる人などは騙されやすいのではないかと、町全体でやった方が良いのか各包括の方が良いのかは分からないが、そういう詐欺を防止するための研修や勉強会などをやってほしい。</p>
委員	<p>独居の人などは裁判所からのハガキなどに驚く。家族がいる人は良いが、独居の人だと怖くて電話をしてしまいそうになる。関係ないハガキだと、どこかで教えてもらえると良い。</p>
委員	<p>そういう窓口があってもよい。</p>
事務局	<p>色々な機会があるので、分野は違うかもしれないが福祉の機会でもお知らせはしていきたい。実際に消費者相談窓口にもハガキが来たがどうしようという問合せがくるので、そういう啓発は大切だと思う。</p>
委員	<p>手口が新手になっており、「新型コロナウイルス」や「確定申告」など時節の言葉を使ってくる。人が集まるところに、注意喚起のものを貼るのもよい。</p>
委員	<p>警察に出前講座で来てもらえるとよいのではないかと。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ぜひ計画のとおり1年間進んでいければありがたいと思う。私たちも応援できることがあれば行う。</p> <p>その他ご意見がないようであれば、議題は以上とする。進行を事務局へ戻す。</p>
事務局	<p>委員の任期は今年度末までである。</p> <p>令和2年度第1回の運営協議会は令和2年6、7月頃を予定している。各包</p>

	括の事業実績を報告する予定。 本日はありがとうございました。
--	-----------------------------------

以上